

東大阪市重度身体障害者等住宅改造費助成制度

Q & A 集

令和7年度版



＜問い合わせ先＞

東大阪市 福祉部 障害支援室 障害施策推進課

TEL 06-4309-3183

FAX 06-4309-3815

《適正審査機関》

NPO 法人 ふくてっく

住宅改造費助成適正化検証チーム



— 目 次 —

◆助成制度について (No.1～27)	P.1～9
・ 制度内容について	P.1～2
・ 制度申請について	P.3～5
・ 助成対象について	P.5～6
・ 助成金額について	P.7
・ 介護保険関連について	P.7
・ 役所窓口について	P.8
・ 事前相談会について	P.8～9
◆助成対象工事について (No.28～73)	P.9
・ 公営住宅について	P.9
・ 共用部分について	P.9
・ 増築・拡張について	P.10
・ 新設・移設について	P.10～11
・ 床材について	P.11～12
・ 扉について	P.12～15
・ 便所について	P.15～16
・ 浴室について	P.17～18
・ 給湯器について	P.18
・ 住宅設備について	P.19
・ 段差解消について	P.19～20
・ 昇降機について	P.20～22
・ 天井走行リフトについて	P.22
・ 附帯工事について	P.22～23
・ 移動・撤去について	P.23～24
◆申請（書類）について (No.74～88)	P.27～31
・ 申請について	P.25
・ 記入者について	P.26
・ 事業概要書について	P.27
・ 軽微な変更について	P.27
・ 回答書について	P.28
・ 承諾書について	P.28
・ 申請チェックリストについて	P.28～29
◆申請（図面）について (No.89～97)	P.29～32
・ 図面意義について	P.29
・ 書き方について	P.30～31
・ 修正について	P.31～32
◆申請（見積書）について (No.98～115)	P.32～37
・ 項目について	P.32～34
・ 按分について	P.34～35
・ 高級仕様について	P.35～36
・ 適正価格について	P.37
・ 添付資料について	P.37
◆申請（写真）について (No.116～119)	P.37～38
・ 書式（台紙）について	P.38～37
・ 日付について	P.38
・ 内容について	P.38
◆認定審査について (No.120～134)	P.39～43
・ 検証員について	P.39
・ 現地調査について	P.40～42
・ 現場立会について	P.42～43
◆完了について (No.135～138)	P.43～44
・ 現地調査について	P.43
・ 現地立会について	P.43～44

助成制度 【制度内容について】	
Q1	本制度の目的はなんですか。

A：東大阪市在住の重度身体障害者等が住み慣れた地域で自立し、安心して在宅での生活を継続するために必要な住宅改造について、これを自費で賄うことが難しい世帯に対して公金をもって支援することが、広い視点で市民生活の向上と、福祉課題の解消に寄与することをもって、公益に資するものとしてこの制度はあります。

【「しおり」P.1 1. 参照】

助成制度 【制度内容について】	
Q2	障害者への本制度の案内、PR等はどのような形で行われていますか。

A：市政だよりおよび市のホームページに掲載されています。

助成制度 【制度内容について】	
Q3	なぜ適正検証をNPO法人に委託しているのですか。

A：制度の運用は本来、行政の施策として市職員が行うべきものです。

しかしながら、本制度の趣旨に照らして正確かつ迅速に適正検証を実施してゆくには、相応の専門知識と行動力、加えて継続性ある活動を行うことにおいて、また市職員配置上の問題もあり、市職員による直営の事業として取り組むことは難しい現状があります。

一方、こうした適正検証を行うには、住宅改造に係る利害関係に影響されない第三者性も問われます。

そのような観点から、福祉と住環境に深い知見と活動実績を有する団体の中から選考して、本事業を委託しています。

助成制度 【制度内容について】	
Q4	「しおり」P.1「2.住宅改造費助成制度の要点」に、「③地域福祉の向上に寄与する。小工務店や一人大工等でも福祉マインドと技術力があれば取組むことが出来る支援体制…」とありますが具体的にはどのようなことなのでしょう。

A： 事前相談会を市役所にて行っており、申請手続きや改造計画等に関して検証員がアドバイスを
行います。

助成制度 【制度内容について】	
Q5	各年度内に、どのくらいの件数の住宅改造費助成を受けているのですか。

A： 年度予算によって件数は違いますが、近年は約10件～20件の世帯が助成を受けています。

助成制度 【制度内容について】	
Q6	検証を行っているNPO法人は検証活動を通じて住環境改善のデータ収集、改造後の検証、アンケート等を行っていますが、その情報を市役所、NPO法人以外の業者、事業所関係者、または一般市民が見ることは出来るのでしょうか。

A： データ収集、事後検証、アンケート等は今後の住環境改善に資する情報収集の為に
行っていますが、各個人の住宅や心身状況等の調査という性格上、個人情報が含まれて
います。
よって、その結果を直ちに広く公開することは難しいと考えます。
御協力いただいた市民の方、施工業者、介護事業所等には、今後の市役所窓口、検証活動等の
取組体制に反映させることで成果を理解していただきたいと思います。

助成制度 【制度申請について】	
Q7	申請の流れと申請してから完了検査までどれくらいの日数がかかりますか。

A：一概に、日数がどのくらいかかるとは言えません。

それぞれの案件によって改造内容が異なるので検証内容も変わってきます。

特に申請書の不備等があって「要是正」と判定されると、要する日数が延びてしまいますので注意してください。

【「しおり」P.7】のフローチャートを参照してください。

助成制度 【制度申請について】	
Q8	助成制度を利用したい時は、誰に（どこに）相談したらいいのでしょうか。

A：相談出来る介護支援専門員やケースワーカー等がない場合、地域包括支援センターや福祉事務所、または市役所にご相談ください。

助成制度 【制度申請について】	
Q9	改造が必要な対象者の要望（工事内容）を聞いてもらえますか。

A：対象者の要望に添うことは重要なテーマであり、これを無視することはできません。

ただ、それが身体機能や家屋の状況に照らして、改造理由と改造計画に客観的合理性があるかどうか、そしてそれが必要なものであるか、公的助成を適用するうえで一般的常識から逸脱する物でないか等が検証の課題となります。

安易に「こうして欲しい」や「安心だから」では、助成制度の趣旨に添わない場合があります。

助成制度 【制度申請について】	
Q10	申請手続きに費用はかりますか。

A：費用はかかりません。

助成制度 【制度申請について】	
Q11	家族でも申請手続きはできますか。

A： できます。

改造費助成制度は世帯単位で利用できるものであり、申請者名義は世帯主です。

ただ、名義人としての世帯主に替わって家族や関係者（介護者・施工業者等）が申請手続きを代行することは差し支えありません。

その場合は、申請業務代行についての委任状の提出を求めていますのでご注意ください。

助成制度 【制度申請について】	
Q12	申請手続等を施工業者・介護支援専門員に任せてもよいでしょうか。 また、改造計画についても施工業者に一任してもよいでしょうか。

A： 申請手続についてはしっかり本制度を理解していただいていることが大切です。

工事計画は対象者の身体状況等、今後の状況まで把握している必要があります施工業者だけで決められることではないと考えますので、一任するには注意が必要です。

助成制度 【制度申請について】	
Q13	施工業者より助成制度を使っのリフォームを勧められましたが、依頼してもよいでしょうか。

A： 本制度利用について、どのような経緯で制度を知り、住宅改造を発起されるかは問題ではありません。

ただ、本制度の趣旨は、制度が定める対象者の心身状況に照らして、既存家屋がもつ不具合を解消するための必要最小限の住宅改造を支援することにあります。

その趣旨に沿って適正にニーズを把握・分析して、それに基づいた合理的な改造計画が立てられ、それが適正な価格と正しい施工によって実現されるのであれば、制度利用に支障はありません。

不安な場合は市役所にご相談ください。

助成制度 【制度申請について】	
Q14	大規模なリフォームをするので同時に助成制度を利用したいが、申請してもよいでしょうか。

A：本制度の趣旨は、制度が定める対象者の心身状況に照らして、既存家屋がもつ不具合を解消するための必要最小限の住宅改造を支援することにあります。

対象者が利用しない空間に及ぶ場合や住居環境が変わるような大規模なリフォームと同時に行う改造助成工事等は、自宅での生活環境が大きく変わることが予測されますので改造計画には十分気をつけてください。

リフォーム内容と改造計画によっては、リフォーム完成後に改造費助成申請を求める場合があります。

助成制度 【助成対象について】	
Q15	住宅改造費助成はどのような世帯が対象になるのでしょうか。 また対象限度額はどのように決まるのでしょうか。

A：市・府民税額によって助成対象限度額が異なります。

例えば市・府民税額が15万円を超えている世帯は助成を受けることはできません。

詳しくは「しおり」を参照していただくか、市役所に相談してください。

【「しおり」P.2 3. 参照】

※本制度の対象者は東大阪市に住所を有（住民登録）している方で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する身体障害者 1級または 2級、または療育手帳 A の知的障害に該当する方です。尚、申請者は世帯主の方となります。

助成制度 【助成対象について】	
Q16	住宅改造費助成制度は一度しか利用できないのですか。また転居した場合について再度の利用は可能ですか。

A：世帯に対して生涯一回限りとなります。

【しおり P.2-3 参照】

助成制度 【助成対象について】	
Q17	転居する住宅での改造は対象になりますか。

A：本制度は在宅家屋の危険な箇所、不自由な箇所の改造を対象としていますが、転居する新住居内に生活上危険な箇所がある場合は対象になります。

ただし、賃貸住宅などで本来なら家主側で修繕すべき内容や機器の更新と判断されるような場合は対象とならない場合があります。

新住居での最低限の改修内容については認定審査時に動作検証等で判断させていただきます。

助成制度 【助成対象について】	
Q18	入院中、または入所中の方の、在宅復帰の為に改造費助成は受けられますか。

A：助成の適正を検証する際に、医師の診断書等によって退院（退所）予定を確認できること、および計画に必要な心身状況の把握が必要になります。

退院後の身体状況に照らし合わせて在宅家屋の危険な箇所、不自由な箇所の改造が対象となりますので生活をしたうえでの改造計画が必須と思われます。

しかし医療関係者との協議のうえ、あらかじめ予想される最低限の改修内容については認定審査時の動作検証等で判断させていただきます。

そのうえで、申請内容が制度の適用に相応しいと判定される場合でも、結果的に在宅復帰が実現しない場合は、改造工事を実施していても助成されないことになりますのでご注意ください。

本制度は原則1回しか利用出来ませんので慎重に計画して下さい。

助成制度 【助成対象について】	
Q19	利用者の自立を支援する住宅改造計画が基本でしょうが介護をする家族等の介護軽減の為に改造計画は認められないのでしょうか。

A：介護活動や福祉用具導入のために必要な空間の確保など、直接的な介護力強化に有効なものは肯定的に判断していきたいと考えています。

助成制度 【助成金額について】	
Q20	工事費用は誰が負担するのでしょうか。

A： 工事請負契約により工事を発注する人です。

市は助成制度によって、工事費の一部または全部を「助成」するのであって「負担」しているわけではありません。

助成制度 【助成金額について】	
Q21	工事費の自己負担はいくらでしょうか。

A： 全体工事費のうち助成制度の対象となる部分に限り、限度額の範囲で助成しますので、それを超える部分や助成対象とならない工事費用は自己負担となります。

助成制度 【介護保険関連について】	
Q22	介護保険住宅改修と住宅改造費助成の併願の場合、介護保険住宅改修金額を残して住宅改造費助成を受けることはできますか。

A： 基本的には介護保険住宅改修支給額を残して住宅改造費助成を受けることはできません。

ただし、介護保険住宅改修対象工事でない内容に関する物であって、助成の対象となるものは介護給付額が残っている場合でも改造費助成で対応します。

助成制度 【介護保険関連について】	
Q23	大阪市等は介護保険の対象項目は住宅改造費助成では利用できないが東大阪市では対象になりますか。

A： 東大阪市では対象としています。

助成制度 【役所窓口について】	
Q24	検証員に市役所窓口で指導・アドバイスはしてもらえないのでしょうか。

A：第3木曜日に市役所にて事前相談会を開催します。予約制となっていますのでどうぞご利用ください。

詳細は「しおり」を参照してください。

【「しおり」P.8 8. 参照】

助成制度 【役所窓口について】	
Q25	市役所窓口で前もって軽微な修正を指摘してもらえれば期間短縮になると思うのだが、無理なのでしょうか。

A：現在も書類の不備（未記入）や添付書類の確認等については市役所窓口で指摘していますが、改造計画に関しては現場（対象者の心身状況や家屋の状況）を確認する必要がある、また図面、見積書に関しては専門的な知識が必要であること等から申請時に市役所窓口で行う指摘については、現状以上は難しいと思われます。

助成制度 【事前相談会について】	
Q26	事前相談（会）は設定された日時しか受けられないのでしょうか。

A：相談については、市窓口で職員が都度対応していますが、内容によっては時間を要する場合もあり事前相談会を設定しています。

第3木曜日に市役所にて実施しますが、別日の設定予定はありません。

開催場所、日時につきましては「しおり」を参照してください。

【「しおり」P.8 8. 参照】

助成制度 【事前相談会について】

Q27 事前相談会ではどのようなことが聞けるのでしょうか。

A： 改造助成制度の説明、対象工事や申請書類に対する相談等を受けています。
相談される方は、施工業者、介護支援専門員、家族、対象者本人等どなたでも結構です。

助成対象工事 【公営住宅について】

Q28 公営住宅への改造はどこまで改造費助成の対象とできるのでしょうか。

A： 共用部分を除く、専有部分に限ります。
退去時に現状復旧の条件が課せられる場合がありますので事前に確認してください。
【「しおり」P2. 4. 参照】

助成対象工事 【共用部分について】

Q29 賃貸の共同住宅の共用部分への改造費助成は利用できますか。

A： 利用できません。
ただし、賃貸アパート等の共同住宅の住宅改造は当該高齢者の専有部分に限るものと考えますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について改造が必要と判断されれば対象となる場合があります。
【「しおり」P.2 4. 参照】

助成対象工事 【増築・拡張について】	
Q30	便所が狭いので増築して便所を広くしたいが対象になりますか。

A：増築により広げることではできません。

改造費助成の趣旨は、既存家屋の必要最小限の改造を対象としており、家屋の増築を伴うなど、大規模の改造の全部およびその一部を助成するものではありません。

助成対象工事 【増築・拡張について】	
Q31	浴室が狭く、介助しやすいように広くしたいが、隣室の洗面所部分を狭くし広くしたいが対象になりますか。

A：対象者の心身状況、介助方法等、洗面所での動作に問題がなければ対象となります。ただし広げる部分の工事項目の全てが対象とならない場合があるのでご注意ください。

助成対象工事 【新設・移設について】	
Q32	現在浴室がないのですが在宅で生活する為に浴室が必要になった場合、住宅改造助成で対象になりますか。

A：改造費助成は、現在の住宅を改造するものに限っています。

現在ない機能を新設するものは対象工事とはなりません。

助成対象工事 【新設・移設について】	
Q33	対象者の身体状況の変化で、例えばこれまで2階で生活していたが階段の昇降が難しくなったような場合、1階（店舗等）に寝室、浴室、便所等の移設はできますか。

A：改造費助成の趣旨は、既存家屋の必要最小限の改造を対象としており、大規模改造の全部およびその一部を助成するものではありません。ただし、対象者の身体状況の変化等で在宅が難しくなるような場合に限り、上記のような内容を認める場合もあります。

その場合、これまで使用していた浴室、便所等に関しては撤去（使用不可）する必要がありますので注意してください。

助成対象工事 【床材について】	
Q34	古くなった家屋の床の補修は対象になりますか。

A：「古くなった家屋」、いわゆる「老朽化家屋の改修」に対しては、どのような内容に関わらず助成制度を適用することは認められません。

助成対象工事 【床材について】	
Q35	転倒防止の為にゴム製の床材を貼り付ける場合、住宅改造費助成の対象となりますか。

A：対象者の心身状況から有効な計画であり、その施工方法（接着剤等）が合理的かつ適切である場合は対象となります。

助成対象工事 【床材について】	
Q36	段差解消工事で和室の床を低く（または高く）する場合、根太・束などの程度認めてもらえますか。

A： 畳など仕上材撤去等での段差解消が難しい場合、下地材を含めた工事を対象とする場合があります。その場合、根太は対象工事下地と認めますが、大引き、束に関しては対象外となります。

助成対象工事 【床材について】	
Q37	床の滑り防止について、畳からフローリングに交換する場合が考えられるが、逆のフローリングから畳への交換も対象になりますか。

A： 対象者の身体状況を確認させていただき判断します。また交換する材料のすべりにくさに関する根拠を求める場合もあります（メーカーカタログ等）。

助成対象工事 【扉について】	
Q38	車椅子利用者が使用する浴室の扉の開口寸法を広げる内容の工事で引き戸から引き戸への変更は対象になりますか。

A： 引き戸から引き戸への改造であっても、開口巾の拡幅や敷居部分の構造によるキャスター通過の容易性向上など、合理的な根拠のある場合は対象になります。

助成対象工事 【扉について】	
Q39	現状浴室が引戸で、ユニットバスに交換し建具が引戸の場合は開口有効寸法が広がる場合でも認められないのでしょうか。

A：改善が確認できなければ認められません。

現状の開口幅では入浴に支障があり、有効寸法が広がることによって自立入浴に資する場合は対象となります。

助成対象工事 【扉について】	
Q40	浴室扉（アルミ）の交換を計画していますが、規格サイズがありません。オーダーサイズでの申請は対象になりますか？

A：規格サイズ建具のカット加工を施して対応することで対象となります。

その場合、見積書にカット加工する前の規格サイズの定価とカット加工費用のそれぞれの表記が必要になります。

助成対象工事 【扉について】	
Q41	引戸の動きが悪くなり開閉困難な場合の引戸の交換は対象になりますか。

A：対象者の心身状況の変化によって開閉が困難になった場合、既存建具の改良（戸車設置等）で対応が出来ないと判断されれば対象とする場合があります。

建具の老朽化によって動きが悪くなったものか、心身状況の変化によって開閉が困難になったものかについては認定審査時に確認、判断となります。

助成対象工事 【扉について】	
Q42	敷居部分にある段差を解消する為に、これを撤去取替えることに伴い現在ある扉を別の物に取り替える必要が生じる場合に、その扉の費用は対象となりますか。

A： 既存扉の補修や施工方法で対応できない合理的な根拠の有無をもって判断します。

助成対象工事 【扉について】	
Q43	玄関扉の把手（握り玉）での開閉が難しくなりました。 把手のみ交換することが難しく、玄関扉全てを交換する必要があるのですが対象となりますか？

A： 把手（握り玉）の開閉が手の巧緻性等の理由により難しくなった場合は対象となります。
ただし、玄関扉本体を交換する場合であっても把手部分のみが対象となり玄関扉全てを対象とすることはできません。

助成対象工事 【扉について】	
Q44	扉下枠が跨ぎ段差になっている浴室出入口の段差を緩和の目的で、扉を交換することは対象になりますか。

A： 浴室の出入り口（防水立上りが必要）という条件下では、段差緩和として扉の交換は対象となります。ただし、扉交換に伴い有効開口幅が対象者の移動に不適切な場合は認められない場合もあるのでご注意ください。

助成対象工事 【扉について】	
Q45	折れ戸の浴室扉下枠の跨ぎ段差を単純段差に改善したいが、同じ折れ戸に交換でも対象になりますか。

A：浴室の出入り口（防水立上りが必要）という条件下では、段差解消として対象となります。
 ただし、扉交換に伴い有効開口幅が対象者の移動に不適切な場合は認められない場合もあるのでご注意ください。

助成対象工事 【便所について】	
Q46	洗浄機能付便座が対象と認められる理由とはどのような場合でしょうか。

A：対象者ひとり一人の身体的・家屋状況等々に照らして、助成制度の趣旨に添った合理性があるかどうかを検証して判断します。
 例えば洗浄機能がない為に自力では清拭が不十分になってしまうといった場合が考えられます。

助成対象工事 【便所について】	
Q47	洗浄機能付便座が対象と認められる理由とはどのような場合でしょうか。

A：対象者ひとり一人の身体的・家屋状況等々に照らして、助成制度の趣旨に添った合理性があるかどうかを検証して判断します。
 例えば洗浄機能がない為に自力では清拭が不十分になってしまうといった場合が考えられます。

助成対象工事 【便所について】

Q48

現在利用している洋式便器が身体機能の低下から使用しにくくなった場合や、介助スペースを確保する等の目的で洋式便器の向きを変える工事をおこなう場合の工事費用は対象になりますか。

A：身体機能に照らし合わせて状況を判断し、対象とする場合があります。

助成対象工事 【便所について】

Q49

洋式便器の交換でひざの状態がよくない方の為に便器座面を高くする工事は助成対象に認められていますが、逆に体格の小柄な方の為に便器座面を低くする工事は対象工事になりますか。

A：身体機能に照らし合わせて状況を判断し、対象とする場合があります。

助成対象工事 【便所について】

Q50

現在和式便器と男性用小便器、その間に袖壁がある便所の洋式便器への交換で、男性用小便器および袖壁の撤去は対象になりますか。

A：身体機能の状況により判断させていただいたうえで、小便器や袖壁の撤去が、便所内の安全な身体移動や介護に、必要な工事であれば対象となる場合があります。

助成対象工事 【浴室について】	
Q51	浴槽またぎが高すぎるので低くする目的で、浴槽の据え変え、浴槽の交換は助成対象と認められていますが、浴室床と浴槽内底との差を少なくすることを目的として改造する為、浴槽縁高さが前より高くなってしまいます場合がありますがこのような場合も対象になりますか。

A：身体機能に照らし合わせて状況を判断し、対象とする場合があります。

助成対象工事 【浴室について】	
Q52	浴室が寒く浴槽も深いので改造したいが、ユニットバスにすることは可能でしょうか。

A：既存の浴室・浴槽の有する不具合と、取り替えるユニットバスによって、何がどう改善されるのかをよく吟味してください。検証によって、それが適正であると認められれば、その部分に限って対象とする場合があります、按分算出となります。

【「しおり」P.3 5. 参照】

助成対象工事 【浴室について】	
Q53	ユニットバスに変更したいが、助成対象ではない相当の費用が自己負担になり、結果的にユニットバスには変更出来ないが仕方のないことでしょうか。

A：浴室は、基本在来工法によって必要となる改造に限って行うべきものです。

近年は、ユニットバスの品質も向上し、一般化していることも配慮して、その利用を助成の対象に認めていますが、「まずユニットバスに取り替えたい」という趣旨のリフォームを支援するものではありません。

助成対象工事 【浴室について】	
Q54	ユニットバスのオプション仕様は対象となりますか。

A： あればより快適であるとか、グレードが向上するような仕様は改造助成になじまない「高級仕様」になります。

ただし、標準仕様では対象者の入浴動作等の改善が不十分であり、オプションが必要と判断されれば対象とする場合があります。

助成対象工事 【給湯器について】	
Q55	風呂釜から給湯器への交換で認められる内容として風呂リモコンの設置等、配線、配管はどこまでが助成の対象になりますか。 また不要になった台所湯沸し器の撤去は認められますか。

A： 浴室用の風呂釜を給湯器に替えることによって、付随的に台所給湯もこれによってまかない、従前の台所用湯沸かし器が不要になる場合は、助成する対象はあくまでも浴室給湯ですので、台所給湯のため給湯器容量を大きくすることや、既存湯沸し器の撤去は助成対象とは認められません。

給湯器設置に最低限必要な配線、配管は認められるが風呂リモコンについては必要である理由が必要になります。

助成対象工事 【給湯器について】	
Q56	風呂釜を給湯器に交換する場合の適用範囲はどの程度認めてもらえますか。

A： 改造前に持合せた機能については必要最小限対象とする場合がありますが、フルオート機能や現状の水道管やガス管を大きく改造することは助成対象と認められません。

水道管の引き直しは同じく認められません。

助成対象工事 【住宅設備について】	
Q57	バリアフリー化工事に伴う、窓・換気設備、照明設備、冷暖房機、その他の取付けや改善により本人の自立支援効果が認められるものとはどのような状態、理由で認められるのですか。

A：医師の診断書等により身体的理由がある場合は対象となります。

【「しおり」P.38 参照】

助成対象工事 【住宅設備について】	
Q58	現在トイレ内の照明が暗く転倒しやすいので、明るい照明器具に交換する場合、対象となりますか。

A：対象者の心身状況に照らして、照度を確保することが自立支援に必要なかつ有効な環境改善であるとして合理的な根拠が示される場合に、対象となります。

助成対象工事 【住宅設備について】	
Q59	既存浴室をユニットバスに交換する時に閉鎖される窓の代わりに設ける換気扇は対象になりますか。

A：ユニットバスを採用する根拠が問題ですが、ユニットバスにしても窓は取付けられるはずです。そしてそれは当然に助成対象ではなく、費用の多寡にかかわらず自己負担になります。よって、窓をつけないからといって、換気扇を設けることは対象となりません。

助成対象工事 【段差解消について】	
Q60	玄関上り框部を段差解消する為、階段状に変更する場合、対象工事となりますか。

A：段差解消（緩和）として対象とします。

助成対象工事 【段差解消について】	
Q61	屋外への出入口部分に段差解消としての縁側設置は対象となりますか。 また、縁側からの転落防止の為に柵（手摺）を設置したいが対象になりますか。

A：対象となります。

助成対象工事 【段差解消について】	
Q62	屋外玄関ポーチ段差部の段差解消をスロープで計画しているが、段差部分（スロープ）の幅が狭く拡幅したいが対象となりますか。

A：安全を確保する為に必要な場合は対象となります。

助成対象工事 【昇降機について】	
Q63	階段昇降機は屋内・屋外共に改造費助成制度の対象になりますか。

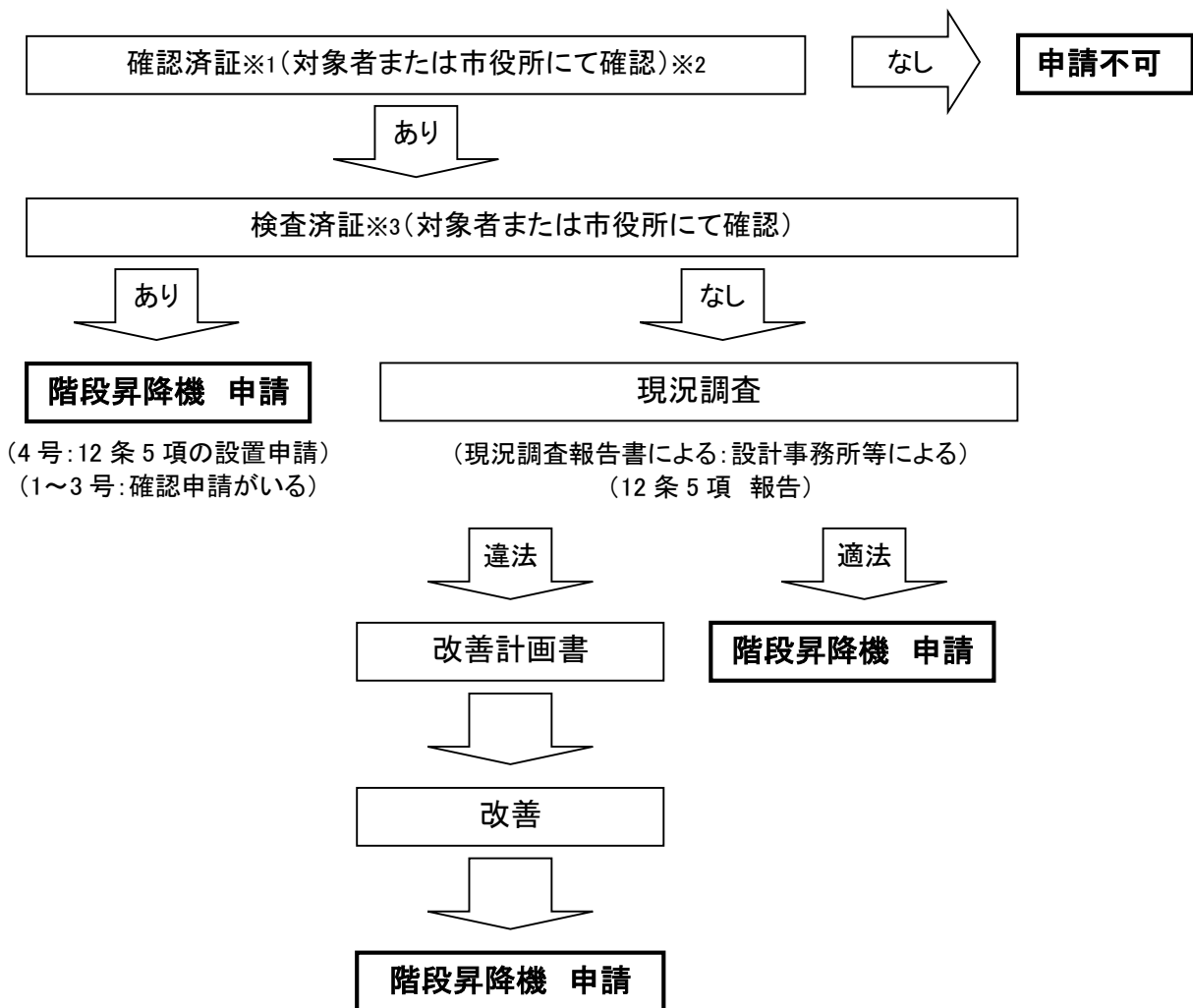
A：東大阪市では、階段昇降機の設置を改造費助成の対象工事として認めています。

ただし、その目的が対象者の心身事情や家屋の状況に照らして、合理的な妥当性があり、設置によって対象者の安心・安全な階段昇降が図られることが肝要です。

従って、対象者の階段昇降機への試乗体験、階段昇降機の乗り降りに際する安全確保を含め、当該機器の設置基準に合致する適正な利用方法であることが必須です。

また、その設置にあたっては昇降機としての安全と設置後の確実な保全を担保することを目的として、昇降機の確認申請や設置申請（当該建物の規模・構造・用途により扱いが異なる）が義務づけられていますので、申請手続きが前提となります。

東大阪市重度身体障害者 住宅改造費助成制度に関するQ & A（令和7年度）
【既存建築物に階段昇降機を設置する場合のフロー】



※1 確認済証とは、建築確認申請の内容をチェックし、法令に適合していると確認し交付する書類。

※2 対象者の手元に確認済証がない場合でも市役所で確認できれば証明書を発行される場合があります。

※3 検査済証とは、「建築物およびその敷地が建築基準関連規定に適合している」ことを証する文書。

助成対象工事 【昇降機について】	
Q64	住宅用エレベーターは対象となりますか。

A：対象となりません。

助成対象工事 【天井走行リフトについて】

Q65 天井走行リフトは対象工事となりますか。

A：生活動作範囲内で必要と判断される部分について対象となります。
ただし、下地の補強部分に関しては対象外となりますのでご注意ください。

助成対象工事 【附帯工事について】

Q66 人工肛門を造設したので、排泄物を受ける装具（パウチ）等を洗浄、また排泄物の処理をするための汚物流しを新設することは対象となりますか。

A：対象になります。

助成対象工事 【附帯工事について】

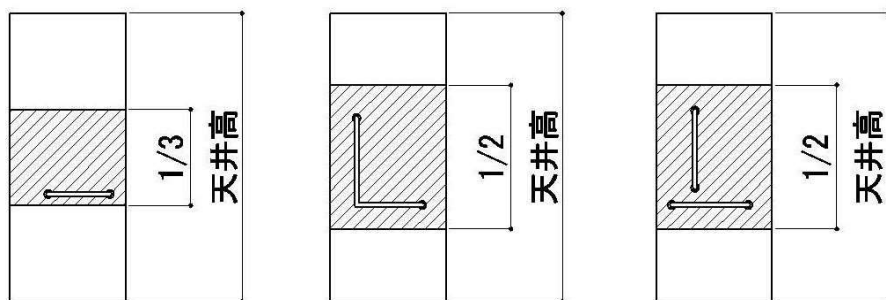
Q67 土壁に手摺を取付ける場合、取付け補強範囲としてどの程度認めてもらえますか。

A：土壁の場合でも手すり下地板での補強は可能と考えられ、この場合は手すり下地板が助成の対象となります。

基本的に、改造助成は必要最小限の改造を念頭に置いていますので、美観を配慮して下地板の施工を避けて壁の改造を行うことは適切ではありません。

下地板での補強が困難な場合に限り壁面全体に合板等を使用する方法が考えられますが、手摺補強部分として対象と認める範囲はその壁面の $\frac{1}{3}$ までとします。

ただ、同一壁面に I 型手すりを組合せて縦・横に手すりを付ける場合や L 型手すりを付ける場合の認める範囲は $\frac{1}{2}$ とします。



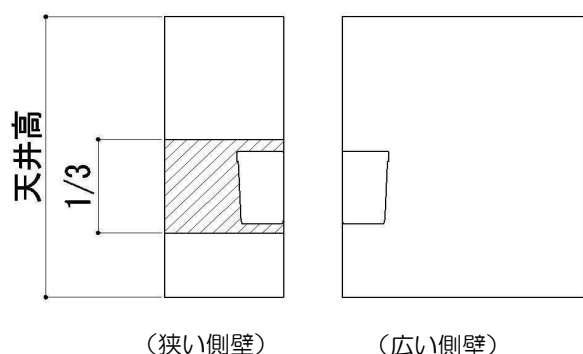
助成対象工事 【附帯工事について】	
Q68	古い土壁のトイレで、便器のタンク等を取付ける為に補強が必要な場合どの程度認めてもらえますか。

A：手すりと同様に下地板等による補強が基本であって、美観を配慮した壁全面改修は本制度の趣旨に馴染まないものです。

下地板での補強が困難な場合に限って壁改修をする場合に、取付ける壁面の $\frac{1}{3}$ を補強範囲として対象とします。

ただし、2面にまたがる場合は片方の狭い側の壁面が対象となり、その面の $\frac{1}{3}$ です。

また、その同一面に手すりを取付ける場合でも $\frac{1}{3}$ が2箇所あるのではなく重複していると判断して壁面の $\frac{1}{3}$ しか対象となりません。



助成対象工事 【附帯工事について】	
Q69	古い土壁のトイレで、便器の交換時に壁や床が崩れる場合、その改造費用に対する助成はどこまで認められますか。

A：質問のような事例は老朽化の為に崩れる場合と考えられます。

老朽化家屋の改修に助成制度を適用することは認められません。

ただし、便器交換工事に伴う機器脱着や配管工事によって必要となる補修部分のみは対象工事としています。

助成対象工事【移動・撤去について】

Q70 廊下への手すり設置の為、廊下にある洗面台の撤去に係る費用は対象となりますか。

A：手すり設置の付帯工事として洗面台の撤去費用は対象となります。

助成対象工事【移動・撤去について】

Q71 既存手すりを利用しているが身体機能の変化等により位置を変えて取付ける場合の着脱費用は対象となりますか。

A：対象者の身体機能の変化により既設手すりが使えない状態の場合、手すりの移設、着脱は対象となります。

助成対象工事【移動・撤去について】

Q72 現在取付けの階段手すりは素人が取付けのため危険であると思われます。取替新設は対象工事となりますか。

A：危険であると判断された場合、対象工事とします。

既存手すりを再利用できる場合は、材料費は対象とはならないですが、施工費は対象となります。
また、既存手すりが再利用できないと判断された場合は、材工共に対象工事となります。

助成対象工事【移動・撤去について】

Q73 車椅子で外出時の移動を容易にするために、スロープを計画しています。最短動線での計画上に塀があり撤去が必要だが、撤去の費用は対象となりますか。

A：有効な計画であれば移動に必要なスペース（スロープ幅）部分の撤去等は対象となります。

申請（書類） 【申請について】	
Q74	申請には、どのような書類が必要ですか。

A： 申請書式一覧表、および、「しおり」を参照してください。

【「しおり」P.10 10.① 参照】

申請（書類） 【申請について】	
Q75	事業概要書の様式第2「住居の概要」には何を書けばよいですか。

A： 記入例を参考にし、選択式の回答欄は該当するものにマーキングしてください。

「上記の特徴」の欄には、改造計画に影響する特徴（改造が必要な理由）を記述してください。

申請（書類） 【申請について】	
Q76	申請様式をもっと簡略化できないか。 結局申請にかかる時間が長いということは工事金額に跳ね返ってしまいます。 今後、改定の予定はないのでしょうか。

A： 申請書式は適正検証をするうえで、必要な範囲に限定しています。

これを簡略化すると、かえって適正検証の判定に無用の労力を要し、利用者への負担増にもつながります。

ただ、毎年度の検証活動を通じて、そのふり返りから書式の改訂には鋭意取り組んでいます。

その取組の結果として24年度からは「着工届（様式第6）」、「工事請負契約書の写しまたは覚書」が郵送での受付けができるようになりました。

郵送で提出をされた場合は必ず担当課に届いているか確認をお願いします。

完了届時に着工届が未提出（未着）の場合、着工届を提出せず工事を行ったことになる為、認定の取消になる場合がありますのでご注意ください。

【「しおり」P.42 ③ 参照】

申請（書類） 【記入者について】	
Q77	申請書類の修正や添付忘れなど、市窓口で不備があった場合に認定審査の現地調査時に提出することや、郵送等での受付は出来ないのでしょうか。

A： 認定審査時に検証員が書類を受取することは出来ません。

申請書類は市窓口でのみ受付けています。

ただし、着工届に関しては郵送でも受け付けることが出来ます。

申請（書類） 【記入者について】	
Q78	申請書類は、本人または家族でも書けますか。

A： 書いていただいて結構です。

申請（書類） 【記入者について】	
Q79	申請様式第6の2項、3項を記入する人はどのような人が好ましいのでしょうか。

A： 介護支援専門員を始め、医療・介護職に従事されている方、福祉住環境コーディネーター2級以上、そして対象者の身体状況をよく理解され、また既存住宅の問題点、改造による効果を理解されている方が対象になります。

申請（書類） 【事業概要書について】	
Q80	住宅改造が必要な方が世帯で複数いる場合、書類に記入する「住宅改造が必要な方」は必要な方すべて記入するのでしょうか。 また、事業概要書についても同じくどうすればよいですか。

A： 一つの世帯で、住宅改造が必要な方が複数いる場合は、必要な方全てご記入ください。

また、事業概要書についても、必要な方全てについてご記入ください。

申請（書類） 【事業概要書について】	
Q81	施工を対象者の紹介業者が行う場合、施工業者と対象者とが相談して改造計画を立てた後に、介護支援専門員に事業概要書記入の依頼をして頂くことがあります。介護支援専門員としては工事の内容がよく分からないこともあり、結果的に工事業者主導で改造計画が進む場合があります。 このような場合の身体状況、検証についてどのように対応すればよいですか。

A： 介護支援専門員には計画の段階から関わっていただくのが本来の形です。

改めて、心身状況の把握、分析から見直し、吟味して介護支援専門員としての意見を計画に反映していただくように努めてください。

申請（書類） 【軽微な変更について】	
Q82	申請様式第16の3、住宅改造工事の軽微な変更届はどの程度のことが認められますか。また、どのような場合に提出しないとイケないのでしょうか。

A： 住宅改造によって、改善しようとした目的を逸脱することなく、より適切な計画に変更したり、一部の計画を取り止めたり（その変更によって全体の趣旨が崩れないことが必須条件です）、あるいは、改造工事に着手後にしか判明し得なかった事情（家屋の見えない下地の状況等）によって、当初の目的を全うするうえで、どうしても変更せざるを得なかった場合などが、これに該当します。

認定時には申請していなかった改造項目の付加は該当しません。

また、施工の都合による変更は「軽微な変更」とは認められず、計画通りの工事が実施されなかったと判定されることがありますのでご注意ください。

申請（書類） 【軽微な変更について】	
Q83	認定審査を認定されてから工事内容の変更が必要になった場合はどうすればよいですか。軽微な変更届けで対応できますか。

A： 変更内容が工事費増額になる場合は、助成額の増額には対応できません。

減額の場合は軽微な変更届に内容と理由を記入のうえ、提出してください。

申請（書類） 【回答書について】	
Q84	「指摘事項・回答書」には必ず回答しないとイケないのでしょうか。

A： 回答をお願いします。

適正検証の流れにおいて、「指摘事項」は検証員が書類審査や現場確認において、そのまま看過して適正であるとは認定できなかったことについて、指摘しているものです。
 ですから、これに対して回答がない場合は、適正の判定ができません。

申請（書類） 【承諾書について】	
Q85	土地は対象者本人名義、家は他の家族名義の場合、承諾書は誰の物が必要ですか。

A： 家屋所有権名義の方の承諾書が必要になります。

申請（書類） 【申請チェックリストについて】	
Q86	申請チェックリストはなぜ必要ですか

A： 工事計画前に必ず行うべき検証や対象者への説明等、事前に確認していただく為の書類です。
 そして申請時の提出書類の確認や内容の記入漏れをなくす目的があります。

【「しおり」P.11 ①-6 参照】

申請（書類） 【申請チェックリストについて】	
Q87	申請チェックリストの5）に体験、試乗というのがあるが、できない場合はどうすればよいですか。

A： 改造計画の中で最も重要なことに検証がしっかりできているかということがあります。

ここで言う体験、試乗については対象者の身体状況等を考えた検証を指しており、必ずしもメーカーショールームでの体験、試乗のみをいっているわけではありません。高さや幅、空間等は現在の住居内の物を利用し確認していただければ結構です。

申請（書類） 【申請チェックリストについて】	
Q88	申請チェックリストの項目で、確認できていない項目は空白か×にして提出してもいいですか。

A： 空白で提出されると記入漏れなのかどうか判断出来ないなので、対象外の場合は一、確認できていない場合は×を記入してください。

申請（図面） 【図面意義について】	
Q89	どうして図面が必要なのでしょう。

A： 対象者は勿論、施工業者を始め改造工事に関わる全ての人の、確認の為に必要です。

図面は、工事に着手する前に完成状況を明らかにするものです。

図面によって、計画者は計画意図が間違いなく実現できることを確認し、対象者は要望が満たせることを確認します。

また工事費が妥当かどうか、図面と見積書の明細を比較吟味することによって評価することができます。

そして適正検証においても、図面を通して、その計画が正しく対象者のニーズを把握したうえで適正に計画されたものであるかどうかをあらかじめ知ることができるのです。

申請（図面） 【書き方について】	
Q90	図面は手書きでもよいでしょうか。

A：図面としての要件を満たしていれば問題ありません。

【「しおり」P.17 ①-9 参照】

申請（図面） 【書き方について】	
Q91	図面をエクセルのパソコンソフトで作成してよいでしょうか。

A：図面としての要件を満たしていれば問題ありません。

【「しおり」P.17 ①-9 参照】

申請（図面） 【書き方について】	
Q92	手すり取付け寸法についてですが、最終の取付け位置は取付工事日に確認しながら決める為、申請時には寸法がはっきり決まっていない場合があるがどうすればよいですか。

A：計画段階での寸法を記入してください。たとえ取付け時にその寸法に変更があったとしても軽微な変更や一部取り止め届け等で最終決定した寸法を届けていただければ結構です。

申請（図面） 【書き方について】	
Q93	図面に既設の手すり等の記入はなぜ必要なのでしょう。

A：対象者の動作検証は全環境を総合的に判定するものです。

したがって既存手すりの表示は必要ですので記入してください。

申請（図面） 【書き方について】	
Q94	図面の縮尺とはなんですか。

A : 改造箇所、内容を縮小等して図面を作成することで空間認識する為の基準となる原寸との比率数値です。

申請（図面） 【書き方について】	
Q95	改造計画図を A4 の用紙に納めようとする「しおり」にある縮尺 1/100 で納まらない場合、例えば 1/150、1/200 でもよいでしょうか。

A : 1/100、1/50、1/30、1/20 等での表現を推奨しています。

A4 での提出が無理な場合は A3 用紙での提出でも構いません。

その場合は折りたたんで提出してください。

【「しおり」P.17 ①-9 参照】

申請（図面） 【修正について】	
Q96	是正内容に改造計画図への展開図追加という指示内容をいただく場合があります。どのような場合が必要なのでしょう。

A : 改造計画内容について鉛直方向の位置関係が既に提出している図面では認識できない場合等は展開図作成のうえ、鉛直方向の寸法表記を求めています。

申請（図面） 【修正について】	
Q97	是正内容で図面の修正がありますがどのように修正すればよいか理解出来ない時があります。 どうすればよいでしょうか。

A：「指摘回答書」で唐突に図面の修正を指示することではなく、現場確認時に、図面の不備内容を直接伝えています。

どう修正すればいいのか判らない場合は、その場でよくお聞きください。

申請（見積書） 【項目について】	
Q98	見積書には住宅改造費助成対象工事内容のみの記入でよいでしょうか。

A：対象者の動作検証は全環境を総合的に判定するものです。

住宅改造助成費対象工事でなくても同時期に工事を行う内容については「対象に該当しない工事」として記入が必要です。

また助成金額上限額を超える工事であっても同じく対象工事に当たるものは同欄に計上してください。

申請（見積書） 【項目について】	
Q99	改造助成申請見積書に関して、介護保険対象工事も記入しなければいけないですか。

A：対象者の動作検証は全環境を総合的に判定するものです。

併願での申請の場合、住宅改造助成見積書にも介護保険対象内容も記入の必要があります。

申請（見積書） 【項目について】	
Q100	浴槽交換や便器交換等工事見積もりが高額になる場合、一つの項目を住宅改造費助成と介護保険住宅改修で振分け（按分）することはできますか。

A： できます。ただし介護保険住宅改修費を残した状態での振分けはできません。

【「しおり」P.1 2.④・P.6 6. 参照】

申請（見積書） 【項目について】	
Q101	見積書に関して、材料費、施工費等を区分できない工事があるが全て区分しなければならないですか。

A： 見積書において材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所および数量、長さ、面積等の規模を明確にする為であり材料費と施工費は区分してください。

申請（見積書） 【項目について】	
Q102	見積書にサービス工事も記入するようにと注意されますが、なぜでしょうか。また、どのように書けばよいのでしょうか？

A： 本助成は在宅で安心して生活してもらうことが目的ですので、家屋全体での改造計画を見極める為に必要です。

家屋全体での生活改善を目指しており助成対象の物のみ確認することが目的ではありません。項目として計上されていない場合、記入漏れなのかサービスで書いていないのかの判断ができないので、たとえサービスとして提供する物であっても項目にあげてください。

その場合金額部分は0円での表記で問題ありません。

申請（見積書） 【項目について】	
Q103	見積書「単位」項目の「一式」表記を是正させられるが、どのような工事項目もダメなのですか。

A：解体撤去・処分費等は一式表記でも問題ありません。

市販商品等で長さや広さで表現出来るものに関しては本、㎡等での表記となります。

【「しおり」P.26 ①-10 参照】

申請（見積書） 【項目について】	
Q104	見積書「内容（仕様）」項目への記入に対して是正させられるが、どのような内容がダメなのですか。

A：内容の項目には材料費、施工費、経費等全て含めた状態での表記は要是正となります。

材料費、施工費等は分けての表記が必要です。

申請（見積書） 【按分について】	
Q105	ユニットバスに交換の場合は必ず按分しないといけないのでしょうか。

A：一項目内に対象工事と該当しない工事が混在する以上、按分は必須です。

住宅改造費助成は、対象者の心身状況に照らして、必要最小限の住宅改造を行おうとする場合に、これを助成するものです。

ユニットバスによる場合は、必要最小限を超えて改造が行われることとなりますので、助成の対象となる部分とそうでない部分を厳格に分ける必要があります。

申請（見積書） 【按分について】	
Q106	ユニットバスは見積書按分計上となっていますが、按分以外での見積算出は認められないのでしょうか。

A：ユニットバスメーカーへ問合せのうえ、全ての部材単価を出し、その中で助成対象項目のみを対象工事に計上していただいても結構です（その他は該当しない工事に計上）。
参考として按分表にある%につきましては実際に見積もり算出した結果の近似値としてありますのでさほど大きな差は出ないよう設定していますのでご利用ください。

申請（見積書） 【按分について】	
Q107	ユニットバスを各部位毎、バラバラに金額を算出すると合計金額が定価を超えてしまうがかまわないですか。

A：定価以上の計上はできません。
按分とは、各要素を個別に設置する費用を積算することではありません。
トータルの費用を、それぞれの価格比率で按分することですから、合計が全体費用を超えることはあり得ません。

申請（見積書） 【高級仕様について】	
Q108	ユニットバスはどの仕様が高級仕様に該当しますか。

A：あればより快適であるとか、また現状にはない機能が付加されるもの、その他明らかにグレードが向上するような仕様は、改造費助成になじまない「高級仕様」ということになります。

申請（見積書） 【高級仕様について】	
Q109	浴槽はどの仕様が高級仕様に該当しますか。

A：浴槽の取替が改造費助成の対象となるのは、またぎ高さ等の変更によって、対象者の入浴行為が安心・安全に行えるようにするための必要最小限の改造計画です。
より快適であるとか、見た目に美しいといった趣味趣向の満足を求める部分は改造費助成の対象になじみません。

申請（見積書） 【高級仕様について】	
Q110	便器（洗浄器付）はどの仕様が高級仕様に該当しますか。

A：洋式便器の目安として10万円まで、洗浄機能付で20万円までを目安とします。

申請（見積書） 【高級仕様について】	
Q111	給湯器はどの仕様が高級仕様に該当しますか。

A：基本は16号までを認めます。
それを超える号の給湯器は高級仕様という扱いになります。
（16号を超える設置の場合は16号との差額分が該当しない工事金額となります）
基準として給湯専用で10万円まで、+追い焚きで20万円までを目安としています。
なお、改造前に持合せた機能については対象とします。

申請（見積書） 【高級仕様について】	
Q112	洗面台（化粧台）はどの仕様が高級仕様に該当しますか。

A：あればより快適であるとか、また理由なく現状にない機能が付加されるもの、その他明らかにグレードが向上するような仕様は、改造費助成になじまない「高級仕様」ということになります。

申請（見積書） 【適正価格について】	
Q113	施工費について、基準（参考）としている工事単価はありますか。

A： 工賃については国土交通省が発表している労務単価を参考にしています。

申請（見積書） 【適正価格について】	
Q114	施工業者から提出される工事見積書が適正かどうかを見極める参考資料等はないでしょうか。

A： 「しおり」に添付されている資料を参考にしてください。

ただ各施工業者により商品仕入額が異なり、また工事内容によって施工業者の特徴があり一概に適正価格という見方はできません。

認定審査においてもあまりに目に余る工事費を計上されている場合は見直しを促しています。

申請（見積書） 【添付資料について】	
Q115	仕様書の写しについて、どのような場合に必要なのでしょう。

A： 改造工事に使用する機器製品の有効性を確認する為に必要です。

住宅設備（既製品）や玄関ドア・サッシ、内部建具（製作物も含む）等の性能や寸法等を確認します。

【「しおり」P.38 ①-11 参照】

申請（写真） 【書式（台紙）について】	
Q116	現場写真の添付用紙は「しおり」添付以外の物でもよいですか。

A： 趣旨に沿ったものであればよいです。

申請（写真） 【書式（台紙）について】	
Q117	住宅改造費助成と介護保険住宅改修の図面、写真は兼用出来ないのでしょうか。

A：別の制度のため兼用はできません。

同一の写真を焼き増しまたは複製して、それぞれに添付することはかまいません。

申請（写真） 【日付について】	
Q118	改造前、後の写真に日付が義務付けられていますがデジタルカメラの日付ではダメですか。

A：撮影した日が確認できれば構いません。

カメラのデイ機能を使うか、ホワイトボード等に日付けを書いて写し込む方法のいずれかで、必ず写真内で撮影日を確認できるようにして下さい。

また、日付には必ず年号や西暦を入れてください。

【「しおり」P.16 ①-8 参照】

申請（写真） 【内容について】	
Q119	段差解消が目的の工事箇所の写真ですが段差寸法がわかるようにメジャー等をあてた状態の写真は必要ですか。

A：必要ないです。

段差や廊下幅員、その他の寸法が現況図面に詳しく表現されていれば、写真により寸法を判読出来なくても問題ありません。

認定審査 【検証員について】	
Q120	検証員はどんな人たちですか。

A : ①NPOふくてっくの正会員である。

②建築士または福祉住環境コーディネーターの資格（あるいはその両方）を取得している。

③東大阪市において自らは住宅改造費助成制度を利用する住宅改造の仕事に従事しないことを誓約している。

上記項目を満たした者が、適正検証チームメンバーに登録して、東大阪市から適正検証活動を委任された者です。

認定審査 【検証員について】	
Q121	検証員の指導、アドバイスは必ず守らないといけないですか。

A : 検証員は、改造計画や完成状況が適正であるか否かについて、一定の見識をもって判定し、市に報告する立場にあります。

そのままでは適正ではないと判断する場合に「指導」、より好ましい方向への誘導を図りたい場合に「アドバイス」をしますが、改造の当事者として対象者の心身状況を把握や分析、設計や施工監理を担当しているものではありません。

指導・アドバイスに従うばかりが適正だとは考えていませんが、ただ従わないのでは、検証結果として不適正と判断するしかないことになります。

認定審査 【検証員について】	
Q122	訪問された時、検証員であるか確認できる証はありますか。

A : 検証員である名札を持っています。

名札を提示し挨拶させていただきますので確認してください。

認定審査 【現地調査について】	
Q123	現地調査を随時実施することは無理なのでしょうか。

A：これまでの年間の申請実績などから年間の現地調査日数・日程をあらかじめ決定したうえで、調査可能な体制をとっております。予定されている日程以外での現地調査は致しかねます。通常、前週の金曜午前11時30分を受付期限とし、翌週木曜日の午後1時～3時に調査を実施します。詳しい日程はしおりをご確認ください。

【「しおり」P.9 9. 参照】

認定審査 【現地調査について】	
Q124	現地調査（検証活動）とは、何をするのですか。

A：改造対象者に直に会って話を聞き、改造内容に対して十分検証が行なわれているか、また対象者ご自身や家族の方が改造内容を理解されているかを確認させていただきます。

認定審査 【現地調査について】	
Q125	動作検証をどのようにすればよいのでしょうか。

A：ユニットバスや洋式便器等、既製品であるものはメーカーショールーム等で確認ができます。またショールームまで行かなくとも、例えば通いの病院や施設等での洋便器利用や手摺位置は参考になると思われます。

自宅でも同様に日常お使いの椅子の高さを利用し立ち座りの確認はできますし、厚い冊子を重ねて段差が昇降出来るか、段ボール等でまたぐ動作（高さ）の確認もできますので、無理のない範囲で確認お願いします。

認定審査 【現地調査について】	
Q126	現在設定されている認定審査日が木曜日になっていますが毎週対象者がデイサービスに通っています。別の日に設定はできますか。

A：認定審査日の変更は致しかねます。スケジュール調整のご協力をお願い致します。

【「しおり」P.9 9. 参照】

認定審査 【現地調査について】	
Q127	現地調査は、どれくらい時間がかかりますか。

A：改造内容や改造対象者への検証内容により時間は変わってきますが目安として20分から30分程度を考えています。

介護支援専門員や介助者（家族等）の話をお聞きすることもあり、また施工業者に対しては申請書や図面、見積書と確認しなければならないことも多く案件により時間は一定ではありません。

認定審査 【現地調査について】	
Q128	現地調査時に検査員の方に指導・アドバイスをいただきます。 その場での修正はできないのでしょうか。

A：現地での修正はできません。

提出された申請書等を確認のうえ、検証員は現場確認、検証確認を目的に現地に出向いています。現地では書類の不備や誤記入、図面、見積書の不備等、口頭で確認させていただきますが、あくまでも書類の修正や書き直しによる再提出は市役所窓口でお願いします。

認定審査 【現地調査について】	
Q129	現地調査時に、お茶やお菓子、おしぼりを出してもよいですか。

A：お気遣いは無用です。

検証員が訪問することに対して、そのようなご用意をされることが対象者およびご家族の負担になっては困りますのでお気持ちだけで結構です。

認定審査 【現場立会いについて】	
Q130	本人（対象者）の立ち会いは、なぜ必要ですか。

A：実際に自宅での不具合箇所での状況および身体状況を確認する為です

認定審査 【現場立会いについて】	
Q131	認定審査日の対象者の身体状況によって動作検証が出来ない場合等はどうなりますか。 また急遽不在となり検証が出来ない場合はどうすればよいですか。

A：別日に検証することになります。

また、急遽在宅出来ない事情、急病等で不在となる場合は、当日でも結構ですので市役所へ連絡ください。

認定審査 【現場立会いについて】	
Q132	現地調査時、誰が立ち会えばよいですか。 また調査日に本人が不在の場合でも、家族がいれば調査を行ってもらえますか。

A：改造対象者、介助者（家族等）、そして介護支援専門員と施工業者の方々の立会いが理想です。
その中でも施工業者は必須となっています。

現地調査時に改造対象者の方には日常の利用状況を再現確認する必要がありますので、立会いをお願いします。

【「しおり」P.39 参照】

認定審査 【現場立会いについて】	
Q133	地域包括の介護支援専門員で初めて（または1、2度）会った利用者の事業概要書を書くことがあります。 そのような状態で申請書作成、現場立会い、質問をされても判らない部分もありますがそれでも必要でしょうか。

A：介護支援専門員として関与する以上は責任ある対応をお願いします。

認定審査 【現場立会いについて】	
Q134	現地調査では何を尋ねられますか。

A：対象者の在宅での不具合等の状況を確認させていただきます。
身体状況等、現地検証を行って工事計画の内容を伺います。

完了審査 【現地調査について】	
Q135	完了審査時、対象者に利用状況を確認していますが、その時不具合があった場合、やり直す際の工事費等は誰が負担するのですか。

A：不具合があるということは工事未完了との判断となりますので、完了まで施工業者に責任を持って対応していただきます。

改造費助成は、その制度の趣旨に照らして適正であると認定されたものに対して、適正な工事費の範囲で一定限度枠の範囲で助成するものです。

よって検証員が不適正であると判断するものについては、適正に是正しなければ助成は執行されないことになります。

完了審査 【現場立会について】	
Q136	完了審査時に対象者、介護支援専門員、家族の立会いは必要ですか。

A：対象者の方は、お願いします。

工事前に十分検討された内容でも実際に使用した結果、不具合が生じることもありえます。対象者の方には日頃の利用状況を再現していただき、不具合のないことを確認しています。施工業者の立会は必須ですが、家族や介護支援専門員の立会についてもお願いします。

【「しおり」P.43 参照】

完了審査 【現場立会について】	
Q137	年度末（3月末）までに工事が終了、完了審査に合格しない場合はどうなりますか。

A：改造費助成を受けることはできません。

完了審査 【現場立会について】	
Q138	退院、退所ができず完了審査が受けられない場合は対象者不在でも完了審査ができますか？またできない場合はどうなるのでしょうか。

A：完了審査を受けることはできません。改造内容が適切であることの確認ができないため審査はできません。完了審査を受けられず年度を過ぎると改造費助成を受けることはできません。